

令和 6 年 1 2 月 2 3 日開会

令和 6 年 1 2 月 2 3 日閉会

令和 6 年 1 2 月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

議案第 9 号 令和 5 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について

議案第 10 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 13 号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 公平委員会委員の選任について

(出席議員)

山田 厚	興石 修	坂本 信康	木内 直子	末木 咲子
小沢 宏至	深沢 健吾	藤原伸一郎	堀 とめほ	中畠 寿
橘田 大洋	岡田 真姫	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	笹本 昇
田中 一臣	小林 耐三	今村 力		

23 名

(欠席議員)

新海 一芳

1 名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	太田ひろみ
事務局次長	遠藤順一郎	副消防長	宮下 光夫
次長兼人事課長	林 勝	次長兼南消防署長	芦沢 岳
次長兼企画財政課長	今村 公二	警防課長	小幡 浩一
救急救助課長	落合 康貴	予防課長	佐藤 秋二
査察課長	米山 和彦	指令課長	早川 俊彦
中央消防署長	窪田 学	西消防署長	戸田 昭人
企画財政課主幹	深澤 拓	代表監査委員	佐藤 皖
公平委員長	田中 公夫	公平委員	名執 忠義
公平委員	長田 修		

午後 3 時 3 7 分 開 会

○坂本信康議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。議案審査の前に事務局より、令和5年度主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書について、発言したい旨の申出がありますのでこれを許します。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 全員協議会の貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。令和5年度主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書の記載内容の訂正につきまして、報告と訂正のお願いを申し上げます。

内容につきましては、お配りさせていただきました正誤表を御確認いただき、訂正とさせていただきたいと存じます。お手数をおかけしまして、誠に恐縮に存じます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○坂本信康議長 次に消防本部から山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について、報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にごございます両面1枚ものの資料になります山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過の2ページを御覧ください。過去の経過につきまして

は、令和6年7月の組合議会において御報告させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。追記箇所はグレーの部分になりますので、その部分の御説明をさせていただきます。令和6年4月から協議会及び各専門部会において、共同運用に向けセンターの改修整備や運用方法等について協議・調整を進めているところでございます。本年8月には一般競争入札により実施設計業務の委託先が決定いたしました。その概算費用、発注仕様書等の最終報告が今月中に提出される予定であります。

今後の予定としては、令和7年5月中を目安に消防共同指令センターの改修整備工事の入札を行い、7月には本契約、10月には共同運用に向けた職員の事前研修を実施し、その後、令和8年2月、3月には仮運用を行い、4月から本運用を開始する予定でございます。

なお、本事業の詳細につきましては、過日、議員の皆様にご通知させていただきました山梨県国中消防指令業務等共同運用事務の進捗状況等に関する報告会の場におきまして、御説明させていただきます。以上で、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について、説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で報告が終わりました。この件について、質問がありますか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 この共同運用指令の関係についてお伺いしますけども、細かいことは、来年の議員説明会で行われることですから財政等々はお伺いしませんが、でもこの物価高騰ですから、必ず諸費用が値上がりするってことも議論されてきたかというふうに思います。それで、ここではお願いということで、ぜひ、センターに来られる各本部の皆さん方の賃金なり、通勤費なり、結構遠いところからも来られる方もいると思うので、その辺のところの御配慮をぜひお願いしたいと思います。それから緊急防災減災事業債を使われると思いますが、これは有利な起債といわれて、地方交付税で70%支給という話でしたよね。これが確か令和2年で終わることが延ばされて、令和7年ぐらいまでだと思うのですが、その辺のところちょっとだけお伺いしたいと思います。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 おっしゃる通り、緊急防災減災事業債の期限につきましては、令和8年の3月31日までとなっております。今のところ、国の方から延長に

についてのお話はございません。この期限の延長の要望につきましては、全国消防長会から国の方に要望がなされており、今後、当本部も国の状況等に注視し、事業の進行に支障がないよう対処してまいります。以上です。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 要するに令和7年度でおしまいってことです。もう買い物等々はしっかりしないと有利な起債が使えないってことになりますので、ぜひその辺のところは注意されていると思いますけど、よろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 そのほかに質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、議案第9号から議案第14号までの審査を行います。はじめに議案第9号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第9号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について御説明申し上げます。

議案目録の1ページをお開きください。令和5年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定につきましては、本年9月17日に佐藤脛、小澤重則両監査委員の審査を受けまして、9月27日付けで、予算執行状況等について、適正である旨の意見が提出されたところでございます。

内容につきましては、配布いたしました令和5年度甲府地区広域行政事務組合一般会計・特別会計歳入歳出及び基金運用状況審査意見書本審査意見書のとおりでございます。

それでは、決算の概要につきまして、御説明いたします。なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますが、御理解をいただきたいと存じます。

それでは、令和5年度歳入歳出決算書の1ページをお開きください。令和5年度甲府地区広域行政事務組合歳入歳出決算一覧表でございます。最下段の合計欄でございますが、本組合の一般会計及び2つの特別会計を合わせた3会計の合計でございます。予算現額36億9,454万5,000円に対しまして、収入済額35億7,754

万6, 899円、支出済額35億3, 665万665円、差引残額4, 089万6, 234円でございます。

なお、各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

これら差引残額のうち、一般会計及び消防事業特別会計の2会計につきましては、消防事業特別会計の翌年度へ繰り越すべき財源93万6, 820円を除く、2会計の合計3, 750万4, 302円を地方自治法及び財政調整基金条例に基づき同基金へ積み立てをいたしました。国母公園管理事業特別会計の決算剰余金につきましては、今年度予算に繰り越しをするものでございます。

それでは、各会計別決算のうち、事務局所管の決算状況につきまして、御説明いたします。歳入歳出決算書の16ページをお開きください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4, 932万9, 296円、歳出総額4, 745万6, 557円、歳入歳出差引額につきましては187万2, 739円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

次に17ページ・18ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。次に2款1項1目利子及び配当金は、備考欄記載の3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子収入につきましては、歳出の各基金積立金に計上し、各基金に積み立てをいたしました。

以上、歳入合計につきましては、最下段の歳入合計欄に記載のとおり、予算現額4, 947万円、調定額、収入済額ともに4, 932万9, 296円でございます。

次に、19ページ・20ページをお開きください。歳出でございますが1款1項1目議会費の主なものについて御説明いたします。1節報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。8節旅費は、組合議員の行政視察研修に係ります旅費等でございます。13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修の大型バス借り上げ料及び議員懇話会の会場借上げ料でございます。次に、2款1項1目一般管理費の主なものについて御説明いたします。1節報酬は、特別職の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、事務局職員4名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、自動車燃料費、印刷製本費が主なものでございます。11節役務費は、インターネット

ト回線使用料等の電信電話料、郵便料及び職員の定期健康診断手数料等でございます。
1 2 節委託料は、組合ホームページ運用保守管理業務委託料、例規システム更新データ作成業務委託料等でございます。1 3 節使用料及び賃借料は、例規システム使用料、事務局連絡用自動車、複写機のリース料等でございます。1 8 節負担金補助及び交付金は、福利厚生組合事業主負担金でございます。2 4 節積立金は、事務局職員 1 名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2 1 ページ・2 2 ページをお開きください。2 款 1 項 2 目の公平委員会費でございますが、1 節報酬は、公平委員 3 名分の報酬でございます。2 款 1 項 3 目財政調整基金費から 2 款 1 項 5 目消防施設整備事業等基金費の 2 4 節積立金につきましては、先程、歳入の利子及び配当金で御説明いたしました各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てたものでございます。次に、2 款 2 項 1 目監査委員費でございますが 1 節報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。1 0 節需用費は、歳入歳出決算書、審査意見書、及び定期監査報告書の印刷製本に要しました経費でございます。以上、歳出合計につきましては、最下段の歳出合計覧に記載のとおり予算現額 4, 9 4 7 万円、支出済額 4, 7 4 5 万 6, 5 5 7 円、不用額 2 0 1 万 3, 4 4 3 円でございます。以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の 3 6 ページをお開きください。国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額 2, 6 9 6 万 3, 1 9 7 円、歳出総額 2, 4 5 0 万 8, 0 8 5 円、歳入・歳出差引額につきましては、2 4 5 万 5, 1 1 2 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

次に、3 7 ページ・3 8 ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。1 款 1 項 1 目国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。次に、2 款 1 項 1 目公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有使用料でございます。次に、4 款 1 項 1 目国母公園管理基金繰入金につきましては、国母公園施設改修工事年次計画書に基づき、令和 5 年度の改修工事に充てる費用を繰り入れたものでございます。調定額、収入済額ともに 3 7 7 万 8 千円でございます。次に、5 款 1 項 1 目前年度繰越金でございますが、令和 4 年度の決算剰余金を令和 5 年度予算へ繰越したものでございます。次に、6 款 2 項 1 目雑入は、

国母公園管理事務所の一部を国母工業団地工業会事務局が使用していることに伴います当該事務局からの光熱水費の使用料等でございます。以上、歳入合計につきましては、最下段の歳入合計欄に記載のとおり予算現額 2, 6 9 6 万 6 千円、調定額、収入済額ともに 2, 6 9 6 万 3, 1 9 7 円でございます。

次に、3 9 ページ・4 0 ページをお開きください。歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが 1 節報酬から 8 節旅費までは、会計年度任用職員 3 名の人件費でございます。1 0 節需用費は、消耗品費、光熱水費が主なものでございます。1 4 節工事請負費は、国母公園テニスコートクラック補修工事に要した経費でございます。1 8 節負担金補助及び交付金は、国母工業団地グリーンベルト管理補助金でございます。2 4 節積立金は、前年度決算剰余金を国母公園管理基金へ積み立てたものでございます。以上、歳出合計につきましては、最下段の歳出合計欄に記載のとおり予算現額 2, 6 9 6 万 6 千円、支出済額 2, 4 5 0 万 8, 0 8 5 円、不用額 2 4 5 万 7, 9 1 5 円でございます。以上で、事務局所管の一般会計及び国母公園管理事業特別会計の決算状況につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、今村次長から御説明申し上げます。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、引き続き、令和 5 年度消防事業特別会計の決算につきまして説明いたします。

なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料令和 5 年度歳入歳出決算書の 2 4 ページをお開きいただきたいと存じます。令和 5 年度消防事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は、3 5 億 1 2 5 万 4, 4 0 6 円、歳出総額は、3 4 億 6, 4 6 8 万 6, 0 2 3 円、歳入歳出差引額は、3, 6 5 6 万 8, 3 8 3 円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が 9 3 万 6, 8 2 0 円、実質収支額は、3, 5 6 3 万 1, 5 6 3 円となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定及び本組合の財政調整基金条例第 2 条に基づき、同基金に積み立てております。

続きまして、2 5 ページ・2 6 ページをお開きいただきたいと存じます。歳入決算

事項別 明細書でございます。以下、項目に沿って、内容を説明いたします。まず 1 款 1 項 1 目消防費負担金は、本組合規約に基づく組織市町からの常備消防費負担金などを収入したものでございます。次に、2 款 1 項 1 目手数料は、本組合手数料条例に基づく、危険物施設許認可等の申請手数料を収入したものでございます。次に、3 款 3 項 1 目消防費国庫負担金は、令和 6 年能登半島地震に係る国からの緊急消防援助隊活動費負担金でございます。次に、5 款 1 項 1 目財産貸付収入は、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料でございます。

次の 27 ページ・28 ページをお開きいただきたいと存じます。6 款 1 項 1 目財政調整基金 繰入金は、3, 728 万 9 千円を繰り入れたものでございます。

なお、補正につきましては、人事院勧告等に伴う歳出予算の増額補正により一般財源が不足したため、増額補正したものでございます。

6 款 1 項 2 目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、1 億 1, 262 万 2, 704 円を収入したものでございます。

なお、補正につきましては、退職予定者が確定したことに伴い、歳入予算の職員退職手当金支払準備基金及び歳出予算の退職手当の補正を行ったものでございます。

次に、6 款 1 項 3 目消防施設整備事業等基金繰入金は、南消防署はしご車のオーバーホールや庁舎改修工事などに係る費用の財源として、基金から収入したものでございます。

なお、補正につきましては、事業費の確定等により減額したものでございます。

次に、8 款 1 項 1 目預金利子は、歳計現金に係る預金利子を収入したものでございます。次に、8 款 2 項 1 目雑入の主な収入といたしましては、高速自動車国道における救急業務支弁金や防災ヘリコプター運航調整交付金などを収入したものでございます。次に、9 款 1 項 1 目消防債は、本部庁舎改修工事に係る費用の財源として、消防債を収入したものでございます。予算現額と収入済額の差につきましては、消防ポンプ自動車 2 台の更新に係る費用を令和 6 年度に明許繰越したことに伴い令和 5 年度に収入しなかったためでございます。

なお、補正につきましては、消防施設事業費の確定及び西消防署新庁舎整備に係る実施設計業務委託等の見送りにより 9, 960 万円を減額したものでございます。

以上、歳入合計は、最下欄に記載のとおり当初予算額 36 億 7, 976 万円、補正

予算額 6, 165 万 1 千円の減額、予算現額 36 億 1, 810 万 9 千円、調定額、収入済額ともに、35 億 125 万 4, 406 円でございます。

次に、29 ページ・30 ページを、お開きいただきたいと存じます。歳出について、御説明いたします。以下、項目に沿って内容を説明させていただきます。

なお、備考欄に主な使途を記載しております。

まず、1 款 1 項 1 目常備消防費は、警防、救急・救助活動のほか人件費、火災予防対策、震災対策、高度情報化対策等、各種消防活動に要した経費でございます。補正につきましては、人事院勧告や緊急消防援助隊の派遣に係る人件費の増額などが主なものでございます。また、翌年度繰越額の繰越明許費は、新採用予定職員等に支給する被服と消防ポンプ自動車 2 台の車両更新に係る経費でございます。はじめに 1 節報酬は、会計年度任用職員 11 名及び産業医の報酬に要した経費でございます。次に、2 節給料から 4 節共済費は、消防職員 343 名分の人件費に要した経費でございます。不用額の主な要因でございますが、退職予定者 1 名が定年延長したためでございます。次に、8 節旅費は、消防大学校への入校等の研修派遣や各種会議へ出席するために要した経費等でございます。不用額の主な要因につきましては、全国消防救助技術大会への出場が叶わなかったものでございます。次に、10 節需用費は、消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費でございます。不用額の主な要因でございますが、高騰を見込んだ光熱水費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。次に、11 節役務費は、電信電話料や消防車両の保険料などに要した経費でございます。次に、12 節委託料は、財務会計システム更新・運用業務委託などの業務委託に要した経費でございます。不用額の主な要因につきましては、各種業務委託に係る契約差金などによるものでございます。次に、13 節使用料及び賃借料は、複写機や車両 22 台のリース料、庁内ネットワークシステム賃借料などに要した経費でございます。次に、17 節備品購入費は、高度救命処置用資機材一式、消防用カラーホースなどの備品購入に要した経費でございます。次に、18 節負担金補助及び交付金は、甲府市職員福利厚生組合事業主負担金などの負担金及び補助金を支出したものでございます。不用額の主な要因につきましては、甲府市職員福利厚生組合事業主負担金余剰金の戻入などによるものでございます。

次の 31 ページ・32 ページをお開きいただきたいと存じます。24 節積立金は、

本組合の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。26節公課費は、消防車両24台の自動車重量税に要した経費でございます。次に、1款1項2目消防施設費は、災害活動の拠点となる消防庁舎の改修や消防車両の整備などに要した経費でございます。補正につきましては、事業費の確定及び西消防署新庁舎整備に係る実施設計業務委託等の見送りに伴う消防施設費の減額でございます。まず8節旅費は、南消防署はしご車オーバーホールに伴う中間検査の旅費に要した経費でございます。次に、10節需用費は、南消防署はしご車オーバーホールや非常用発電設備1年点検及び部品交換に要した経費でございます。次に、14節工事請負費でございますが、消防本部事務室改修工事や消防本部受変電設備改修工事などに要した経費でございます。次に、17節備品購入費は、消防ポンプ自動車2台分の明許繰越しに伴い予算執行はございませんでした。次に、24節積立金は、本組合の消防施設整備事業等基金への積立金でございます。

2款1項1目元金及び次の33ページ・34ページの2目利子は、全30件に係る消防債の元金償還及び利子の支払いに要した経費でございます。不用額の主な要因につきましては、令和4年度に借入した消防債の利率が確定したことによるものでございます。最後に、3款1項1目予備費についてですが、令和5年度におきましては、予備費の充当はございませんでした。以上、歳出合計は、当初予算36億7,976万円、補正予算額6,165万1千円の減額、予算現額36億1,810万9千円、支出済額34億6,468万6,023円、翌年度繰越額8,843万6,820円、不用額6,498万6,157円でございます。以上で消防事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

興石 修議員。

○興石 修議員 国母公園についてですけど、ハザードマップを見てもらえばわかりますが、あそこは浸水があっても50センチなんですね。ですから避難場所については、結構いいところで国母公園を市民の避難場所として、中央市、昭和町にもかかってくるわけですけど何か考えたことや計画したことはありますか。

○遠藤事務局次長 ただいまの御質問にお答えします。事務局として、避難地等とし

て計画した経過はございません。以上でございます。

○坂本信康議長 興石 修議員。

○興石 修議員 私個人的にある会社もそう言ったことがありましたので、絵を書いて1回提出したことがあります。本当にあそこは周りの道路も広いし、駐車場もある程度あって水道、トイレも備えてあることですからこの場で言うのは初めてなんですけど、ここでお伝えさせていただき皆が揃っているところで要望ですけど、国母公園を避難所にできるようなことは、知っていただければ、かなり広域的にも甲府市の南部地区は特に、4 m、5 mの浸水が想定されているようです。もちろん、昭和町も中央市にも関わっているが計画していただければありがたいかなと思います。

○坂本信康議長 ほかに質疑ありませんか。

木内直子議員。

○木内直子議員 令和5年度の決算に関して、4点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目が、女性消防吏員の状況が、令和5年度はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。人数と割合がどうなのか、当面5%を目指していると思いますけれども、令和5年度の状況はどうだったのかということと、増やす取組として令和5年度はどのような取組がされたのでしょうか。

2番目として、男性の育児休業に関してお聞きしたいと思います。令和5年度の男性の育児休業の取得状況に関して、お聞きしたいと思います。育児休業の取得率と取得した方々の取得期間について、また、取得しやすいような取組、取得をしやすくするような取組を何かされたのかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、新型コロナウイルスの対応についてお聞きしたいと思います。令和5年度は5月に新型コロナウイルスの感染症が5類になりました。しかし、相変わらずあなどれない感染症だと思いますが、令和5年度は新型コロナウイルスの感染症に対してどのような対応をしたのでしょうか。また、感染対策の経費などはどうだったのでしょうか。

最後4点目ですけれども、熱中症の搬送状況が主な施策の結果及び予算の執行実績報告書の23ページに熱中症の搬送状況が掲載されていますけれども、令和5年度も猛暑だったので全体で161名の熱中症による搬送があったということが掲載されております。この中で室内や室外、エアコンの有無など、何かその状況がわかるよう

なことがあれば教えていただければということと、甲府地区消防本部として、この熱中症に対して何か取組などはされたのかどうか、その点をお聞きできればと思います。以上4点です。よろしくお願いいたします。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 まず女性消防吏員については、令和6年4月1日現在で14名の職員がおります。14名の女性消防吏員に対しまして充足率は4.2%となっております。これまでの取組でございますけれども、各種就職説明会でのPR活動や総務省の消防庁の委託事業でありました女性消防吏員活躍推進モデル事業に採択をされたことから就職を希望する女性をターゲットにPR用のラッピングカーやのぼり旗、このほかPRビデオ等の作成を行いましたのでそういったものを活用して情報発信をしたところでございます。さらには山梨県内の高校2年生、3年生向けの就職情報誌への掲載を行ってまいりました。また、市内外、県外の高校、大学、専門学校等へ試験案内を送付しております。

続きまして、男性の育児休業の取得状況でございますが令和5年度における育児休業の取得者は、男性が2名、女性が1名でございます。16名の対象者に対しまして男性2名が取得しておりますので取得率は12.5%となっているところでございます。男性の育児休業を増やすための取組でございますが、令和4年4月に策定しました仕事子育て両立支援プランがございまして、そちらの周知を図っているところでございます。また、業務負担の見直しや働き方の調整など職場でのサポート体制を早急に整えるよう努めるとともに休業取得職員の復職時にスムーズに行えるように支援体制を構築してまいりたいと思います。以上でございます。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 まず、新型コロナウイルス感染症の状況について、お伝えさせていただきます。本年における新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送者数につきましては、速報値ではございますが、11月末現在で321名を搬送している状況でございます。5類移行後の救急の対応については、新型コロナウイルス感染症のほか、あらゆる感染症の対応が必要となりますので、引き続き、すべての救急出場事案におきまして感染防止対策を徹底する中で活動をしております。また、感染対策に関わる経費ということでございますが、感染症対策消耗品に関わる経費として、令和3年度、4

年度につきましては、約１３００万円でございますが、令和５年度につきましては、約７６０万円となっております。

次に、熱中症の令和５年度における搬送者１６１名の内訳でございますが、屋外におきましては、公衆の出入場所が最も多い状況で２５名、あわせて屋外では、８９名の方を搬送しております。また屋内につきましては、最も多いのが住居５４名を含めた７２名の方の搬送をしております。

また、熱中症の予防対策につきましては、県の福祉保健部のほか、組織市町の健康増進担当課において取り組まれているものと承知しておりますが、消防といたしましても、広く住民に予防を呼びかけるため、ホームページへの掲載、消防車による広報活動、イベントにおける啓発物品の配布など、熱中症予防の普及啓発に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 先ほどの木内議員の取得の期間ですが、男性が２名おりまして、１名が２７日間、もう１名が３８日間、取得している状況でございます。以上でございます。

○坂本信康議長 木内直子議員。

○木内直子議員 お答えいただきましてありがとうございます。まず女性消防吏員１４名というのは、過去の人数を控えてこなかったもので、これ増えているという認識でよろしいでしょうか。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和元年が７名、令和２年が８名、令和３年が９名、令和４年が１１名となっております。以上でございます。

○坂本信康議長 木内直子議員。

○木内直子議員 ありがとうございます。確か前回は１１名だったかなという記憶だったので１４名ということで、４．２％になっているということは、５％に近づいてきているというところは、様々な取組をいただいた結果だと、また残念ながら５％にはなっていませんけれども引き続き、女性の方を増やしていただく取組をお願いしたいと思います。

男性の育児休業ですけれども、令和５年度初めて２名の方が取っていただいたとい

うことは非常に画期的なことだなと思いました。その中で、取得の日数が27日と38日ということで、女性だったらもっと長い間、取るんですけれども女性が男性の場合まだまだ期間が短いなというところでは、さらに取得しやすいような状況を作っていただいて、まだまだ男性の方もぜひ育児休業をしっかりと取っていただくようなことも引き続き検討いただければと思います。16名中の2名ということで12.5%ということで、こちらもまだまだ引き続き取組をいただきたいと思いますが、いずれにしても初めて育児休業取得者が男性の方が出たということはよかったなと思います。

熱中症につきましては、やはり屋内での熱中症を発症される方がたくさんいらっしゃるっているところは、ぜひ屋内での過ごし方に関して、特に注目しているのは、エアコンになるのですが、エアコン持っていない方やエアコン持っても電気代が気になって、しっかりエアコンを使えていない状況もあると思いますので、こういうところもぜひ啓発をしていただきたいなと。防げば、熱中症は防ぐことができると思いますので、この辺も消防署としても取組をいただきたいということを要望して、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○坂本信康議長 ほかに質疑はありませんか。

藤原伸一郎議員。

○藤原伸一郎議員 基金の管理についてお伺いしたいです。毎回少し気になっていたのですが、この基金12億くらいのお金が入っているようですが、すべて農協さんの定期で管理をしていることになっています。いつごろから農協さんなのか、以前、聞いたときに、農協さんが有利な金利でということで、農協さんということですがどの程度市中の金融機関とこの金利差があってこの農協さんにすべてを預けているのか。基金の運用というか、性質上として1個の金融機関に預けておいて良いのかなというふうに思ってしまいますけれども、その点をお伺いしたいです。

○坂本信康議長 遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 ただいまの御質問にお答えいたします。各基金の運用につきましては、甲府市会計室の方に一任をしております。会計室の方で各金融機関の利率等を勘案しまして、優位な利率の金融機関に預けているという状況でございます。また1つの金融機関に預けて大丈夫かというところでございますが、会計室等と協議をさせ

ていただいて、今後の運用方法についても検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○坂本信康議長 藤原伸一郎議員。

○藤原伸一郎議員 ありがとうございます。毎回毎回農協さんなので、ここで会計室が云々はどうかわかりませんが、少し不安だなってところがあります。金利が大切なのか、基金が大切なのかというのがあると思いますけど、ちょっと1つの金融機関に行っているのは、少し問題があるのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 続きですがまず、簡単に共同指令センターについて、一番問題なのは、人と財政の問題になってくるわけですが、この共同指令の各本部等の関係について言うと山梨県甲府市で進めている全体の連携中枢都市の関係があります。この場合、財政的な援助はどのようなになっているか簡単にお聞かせください。

○坂本信康議長 深沢企画財政主幹。

○深沢企画財政主幹 やまなし県央連携中枢都市圏ビジョンとの関わりでございますけれども、9市1町で実施しておりますやまなし県央連携中枢都市圏ビジョンに掲げます消防指令業務の共同化を支援する取組の一環といたしまして、令和5年度に国中消防指令業務等共同運用基本構想作成支援業務委託に係る経費といたしまして、48万円の御支援をいただいたものでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 広大な御支援をいただきまして、ありがとうございます。今後ともこれは考えていくことだと思います。それで基本中の基本ですが、消防力の整備指針についてお伺いしたいと思います。本広域でいうとまだまだ平均値まで達していない状況のようですね。令和4年をインターネットで調べましたが、機械力は大丈夫ですけど職員数においては、まだまだ到達してないということですが、平均値にも、その辺、現状とあと何人程度で平均値に達するのかお聞かせください。

○坂本信康議長 今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 充足率というところでございますけれども、直近で令和4年度に公表されている消防施設整備計画実態調査における職員の充足率は73.

7 %になります。全国平均が79.5 %となっておりますので、その差はマイナス5.8ポイントで、28名ほど不足している状況でございます。以上です。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 ぜひ今後ともせめて平均値に達するように御努力をしていただきたいと思います。それとさきほごの共同指令の関係でいいますと、同じ私達の広域のグループで消防職員さんが随分足りない状況が令和4年度でも明らかに集計表に出てきたと思います。30 %、40 %に近い30 %のところもあるし、50 %代のところもあります。今後ともお互いに頑張りあっていくということで、人員の確保をお願い申し上げたいと思います。

それから女性の職員さんの関係ですが、もう少し詳しくあと何名でと、それからこの間の環境整備ですね。トイレとか、お休みになって寝るところとか、それから、お風呂の関係など御努力されたことだけを伺います。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和6年4月1日現在14名ですので、目標が令和8年度までに5 %にするというところで、約18名が必要ということであと4名ほど増やしていきたいと考えております。

○坂本信康議長 宮下副消防長。

○宮下副消防長 女性専用の施設でございますが、中央消防署に更衣室、仮眠室、トイレ、浴室洗濯スペースとあわせて南消防署にも同じような施設がございます。西消防署には、女性専用のトイレ、女性が仕事をしやすい環境の整備に努めているところであります。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 ぜひそういう努力を積み重ねていただきたいと思います。それからもう1つ広域の関係でいうと幾つかの庁舎があるわけですが、築50年とか52年経っているところも結構ございますね。そういうところで、鋭意、修繕等々、改築等々も心がけていただきたいと思います。こういうところが一番大事なところですから50年過ぎているってことは、必ず修繕等も必要になりますし、改修も必要になってくると思いますよね。この辺ところをぜひ考えていただきたいと思いますところですよ。

それから、職員さんの関係でいうとこの2年ほどの決算の資料を見せていただいて

も中途退職者が多くなっていますよね。2年間を見ても8人ですし、9人にもなっているこの辺のところはどのように分析されているのでしょうか。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 議員がおっしゃられた通り5年度も9名の中途退職者がいるわけですが、その中途自己退職者の退職理由につきましては、家業を継いだり、転職、婚姻のために退職するなど、様々な状況がございますのでそういったところも要因の1つになっているかと考えております。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 一生懸命、消防力整備指針に合わせて努力されても、途中で退職されるってことはかなり残念なことだと思います。公務員の方々は、失業給付もないような状態ですからすぐ大変になってくるわけですね。やはり日常の職場環境なり、労働条件に鋭意努力していただきたいと思います。それで、健康診断の結果が82.3%というお話も聞きましたけど、これは例年並みということですけどそれにしても、全国平均から比べると健康診断結果の有所見率いわば不調率が結構高いと思います。この辺の改善も考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和5年度の職員の有所見率は82.3%になっております。そのうち、経過観察者につきましては、検査の結果を送付する際に注意事項などの書面を同封しまして注意喚起を行っています。また、要再検査、要治療者につきましては、書面にて案内をして受診のない方には、保健師等から後日改めて連絡を行っております。そういったことも含めまして職員の健康管理を進めているところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 全国平均よりちょっと高いですね。各市町に比べても高いということになっていますので、その辺のところをぜひ考えていただきたいと、配慮していただきたいと思うところです。

それから、消防職員委員会ですがどのように答申がされたならば、答申というか、意見が出されたら、それを消防長の方で御努力をどういうふうにされてきたのか、簡単にお聞かせください。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 令和5年度の提出の意見でございますが、消防大学校の入校についてとパソコン1人1台の配置について、また、結婚休暇取得期間の撤廃について、4番目として防火着専用の洗濯機及び乾燥機の設置についてというところです。中身としては、職員の勤務条件等が2件。また、消防の用に供する設備とか機械器具その他の施設に関することが2件などを提出されております。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 その意見に対してどのような対応をされたのかも伺いたいと思います。

○坂本信康議長 林次長兼人事課長。

○林次長兼人事課長 消防大学校入校につきましては、実施することが適當。パソコンと結婚休暇とですね防火着については、諸課題を検討する必要があるというところで今後検討するというところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 検討といった場合は必ず検討していただきたいと思いますから、よろしくお願いします。それと前回もお聞きしましたが、救急出場に関する時間の問題がこのところ、やはり少しずつ本広域で、立派なことだと見てきたわけですが、少しずつ30秒ぐらい到着時間が遅れている。この辺のところをどのように努力されて、また、かつては、職場の皆さん同士で工夫しあうようなミーティングも行われたという話もありますが、現在はどうなのかお聞かせください。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 当消防本部における覚知から現場到着時間というところでお答えをさせていただきたいと思います。まず、議員がおっしゃるようにここ数年、30秒ほど年によって遅れが生じております。令和5年につきましては、10分18秒ということで令和4年と比べまして12秒延伸をしている状況でございます。これについての理由でございますが、やはり救急出場件数の増加、また、傷病者の搬送先がなかなか決まらない、搬送困難事案が増加しておりますことから結果として救急隊が出場中であるケースが多くなり、現場到着までの所要時間が延伸するものと考えております。また、今年に入りまして、3月、4月のほか、7月、10月に救急係長を対

象としたディスカッションを行いまして、救急出場件数が増加する中、いち早く現場に到着するための取組について、意見を交換して意識の高揚を図っているところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 そういう努力をしていただきたいと思います。それとともに、この問題は、広域消防の救急の皆さんの御努力ということだけでなく、もちろん努力もしますし、日勤の救急隊を作っていただいて、こういうことになると必ずその成果が出てくると思います。だけど入電から病院収容までの時間がやはり病院側の問題もあるわけですね。これをちょっと見てみましたら、今やもう30分以上かかってきていると。例えば、現場に到着して、救急の人たちを救急車に入れてもそこから先、随分時間がかかっているということですよね。私ども近所を見ても、ずっと救急車が止まっていて、病院を探している状況も結構あるという感じがしていましたもので、これを見てみると令和4年から段階で見るともう5分、6分は遅れてくるわけですね。この辺のところをどういうふうにお考えなのか。私は、本広域の皆さんの努力とともに病院側とその連絡も必要だと思いますので、病院側との協議も本広域でシステムをやっていく必要があるかと思いますがいかがでしょうか。

○坂本信康議長 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 覚知から病院収容までにつきましても、延伸が続いている状況でございます。これにつきましては、議員がおっしゃるように病院の受け入れ体制の困難化が続いておりまして、非常に困難な状況となっております。これに対して消防本部としましては、随時救急搬送困難事案を山梨県の方に報告するとともに医療機関への更なる受け入れにつきまして、医療機関へ訪問依頼するなど、迅速に医療機関の搬送が行えるよう連携協力を図ってまいりたいと考えております。今年度につきましては、主な医療機関の病院長を訪問し、長谷川消防長から改めて傷病者の受け入れについて、依頼を行わせていただいたところでございます。以上でございます。

○坂本信康議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 やはりそのところは随分大切だと思います。ぜひ、医療機関との調整協議を続けていただき、鋭意努力していただき、受入機関が駄目だと救急車を頑張ってもそこで立ちどまるしかないのですよね。ぜひその辺のところをお願いしたい

と思います。

それから育休とか産休とか、それも育休の方は、男性の方もっていうお話で大変いいことだと思います。しかし、実員数と条例定数の違いが必ず出てきてしまうわけですね。その辺の代替要員の確保も今後は必要になってくると思いますので、その辺のところをぜひ御配慮していただきたいと思います。

最後に予防査察ですが、防火対象の物の立ち入りとか、危険物の施設の立ち入りがやや少なくなっているという感じがしますので、ぜひ今後とも努力をしていただきたい。それから、大変立派なことだと思いますが、住宅の高齢者用の防火診断ですが、これも鋭意努力をしていただければありがたいと思います。それから土砂災害の対応というのは、以前やられたと思うのですが、この広域では結構土砂災害する地域が多いと思いますので、そこでの対応訓練等も忘れないで頑張っていただきたいなというふうに思うわけです。

最後に今日マスコミに載っていましたが、ビルの改修の補助が出て、階段1階部分のいわばその特定階段いわゆる特1というところ。その辺のところ、全国で3万か所あって、ほとんど改修されてないというお話が報道されたわけですが、今後の問題として、本広域でこのいわゆる特1とか対象になるのがあるのかなのか。そこに対する働きかけや相談などもぜひ頑張っていただきたいと思います。以上であります。

○坂本信康議長 ほかに質疑はありませんか。

若尾彰子議員。

○若尾彰子議員 1つお願いいたします。救急の出場件数についてですが、こちらの出場件数、内容の軽症、中症、重症などの統計、分析があればお願いいたします。

○坂本信康議員 落合救急救助課長。

○落合救急救助課長 当消防本部における救急搬送者の重症度別割合ということですが、パーセンテージについては、例年ほぼ同じような形で推移しております。その中でも特に軽症者については注目をしております。ここ3年の軽症者割合を比率で見ますと令和3年には44.7%。令和4年には48.6%、令和5年は51%ということで、適正利用を広報しているもののなかなか減らない状況でございます。以上でございます。

○坂本信康議長 ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第10号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案目録の3ページをお開きください。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ128万2千円を追加し、補正後の歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ5,100万3千円とするものでございます。次に、この補正の提案理由でございますが、歳出、第2款総務費は、人件費に係る一般管理費、預金利子の積み立てに係る財政調整基金費、職員退職手当金支払準備基金費及び消防施設整備事業等基金費を追加するものでございます。歳入につきましては、預金利子収入に係る第2款財産収入及び財政調整基金からの繰入に係る第3款繰入金を追加するための補正でございます。

次に6ページ・7ページをお開きください。歳入でございますが、2款1項1目利子及び配当金は、預金利率の上昇による説明欄記載の3つの基金の預金利子収入の増額に伴いまして、32万2千円を追加するものでございます。3款1項1目財政調整基金繰入金は、令和6年人事院勧告及び児童手当制度の改正による人件費の増額に伴いまして、96万円を追加するものでございます。

次に8ページ・9ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項1目一般管理費につきましては、説明欄記載のとおり、令和6年人事院勧告及び児童手当制度の改正に伴う3節職員手当等、4節共済費の増額でございます。2款1項3目財政調整基金費、4目職員退職手当金支払準備基金費、5目消防施設整備事業等基金費につきましては、預金利率の上昇に伴い、預金利子の積み立てに係る24節積立金を増額するものでございまして、一般管理費、3つの基金費合わせて128万2千円を追加するものでございます。以上で、議案第10号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 11 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、議案第 11 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にごございます議案目録の 13 ページをお開きいただきたいと存じます。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出ともに、3,885 万 2 千円を追加し、補正後の歳入、歳出予算の総額をそれぞれ 39 億 6,320 万 9 千円とするものでございます。次に下段にありますこの補正の提案理由でございますが、歳出第 1 款消防費は、報酬、給料、職員手当等、共済費に係る常備消防費を追加するものでございます。歳入につきましては、第 6 款繰入金を追加するための補正でございます。

次に、16 ページ・17 ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、令和 6 年人事院勧告及び児童手当制度の改正に伴います報酬、給料、職員手当等、共済費の増額によりまして、3,885 万 2 千円を追加するものでございます。

18 ページ・19 ページをお開き願います。次に歳出でございますが、1 款 1 項 1 目常備消防費につきましては、歳入でも御説明したとおり、令和 6 年人事院勧告及び児童手当制度の改正に伴います 1 節から 4 節の報酬、給料、職員手当等、共済費の増額によりまして、3,885 万 2 千円を追加するものでございます。

14 ページにお戻りください。最後に、第 2 表の繰越明許費の補正でございますが、今年度、納入される予定であった救助工作車が、各種法規制に適合するための対応などにより、年度内の納入が見込めなくなったため、1 款 1 項消防費の消防施設整備事業に係る繰越明許費 1 億 5,148 万 6 千円を追加するものでございます。以上で、議案第 11 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算第 1 号について、説明を終わらせていただきます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第１２号 令和６年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第１号）について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第１２号 令和６年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、御説明申し上げます。

議案目録の２５ページをお開きください。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ２４５万５千円を追加し、補正後の歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ２，７８３万３千円とするものでございます。次に、この補正の提案理由でございますが、歳出第１款公園事業費は、人件費及び積立金に係る一般管理費を追加するものでございます。歳入につきましては、第５款繰越金を追加するための補正でございます。

次に２８ページ・２９ページをお開きください。歳入でございますが、５款１項１目繰越金は、令和５年度決算剰余金２４５万５千円を令和６年度予算に繰り越すものでございます。

次に３０ページ・３１ページをお開きください。歳出でございますが、１款１項１目一般管理費につきましては、説明欄記載のとおり、令和６年人事院勧告に伴う１節報酬、３節職員手当等、４節共済費の増額、また、残額を国母公園管理基金に積み立てる２４節積立金の増額に伴いまして、２４５万５千円を追加するものでございます。以上で、議案第１２号 令和６年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第１号）について説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第１３号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第13号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案目録の35ページとあわせまして、議案第13号資料1 議案概要を御覧ください。まず、議案の概要につきまして、御説明させていただきます。議案提出の目的についてではありますが、この条例改正につきましては、本年の国家公務員の給与に関する人事院勧告並びに山梨県職員の給与等に関する県人事委員会の勧告に鑑みまして、当組合職員の給与につきましても、国・県の改定の内容に準じた改定を行うこととするものであります。次に、議案の内容についてではありますが、主な改正内容につきまして、御説明させていただきます。1の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例につきましては、(1)給料表の改定といたしまして、本年度の国家公務員の俸給表及び山梨県職員給料に準拠し、給料表の水準を平均で2.95%、本年4月1日に遡って引き上げるものでございます。(2)令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の改定につきましては、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分合わせて0.1月分引き上げるものでございます。これにより年間の期末・勤勉手当の支給月数は、4.5月から4.6月となります。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分合わせて0.05月分引き上げるものでございます。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は、2.35月から2.4月となります。

なお、本改定における今年度の影響額につきましては、総額約7,536万円の増額となりまして、職員一人当たりでは、平均約21万6千円の増額となるものでございます。

議案概要の裏面を御覧ください。2の甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、(1)給料表の改定等といたしまして、会計年度任用職員の給与について、一般職の給与改定に係る取扱いに準じた改定を行えるよう整備するものでございます。

なお、この改定における今年度の会計年度任用職員の影響額につきましては、総額約412万4千円の増額となりまして、職員一人当たりでは、平均約27万5千円の

増額となります。次に、３の施行期日につきましては、(1)のとおり、本条例につきましては、公布の日から施行し、本年４月１日から適用とし、１の(2)期末・勤勉手当に係る改定につきましては、本年１２月１日から適用するものでございます。以上が今回の給与改定の概要でございます。

次に、条例につきまして、御説明させていただきます。議案目録３５ページと合わせまして、資料２新旧対照表の１ページ・２ページを御覧ください。

なお、新旧対照表における給料表の記載は省略させていただいております。

改正条例の第１条は、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する規定であります。先ほど議案概要で御説明いたしました給料表及び期末・勤勉手当について改正を行う規定となっております。

次に、議案目録４４ページ・４５ページと合わせまして、資料２新旧対照表の３ページから５ページを御覧ください。改正条例の第２条は、甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する規定であります。先ほど、議案概要で御説明いたしましたとおり、給与改定の実施時期等の取扱いにつきまして、一般職の例によることを規定するものであります。

なお、対象となる会計年度任用職員の範囲を、国等の取り扱いを踏まえ、一会計年度内における任期の定め合計が３月以内の職員又は１週間の勤務時間が１５時間３０分未満である職員を除く職員と規定するものでございます。

次に、４７ページをお開きください。４７ページから４８ページにかけまして、附則となっております。附則でございますが、第１項から第３項までは、施行日及び適用日に関する規定となっております。第４項は、第１条及び第２条の改正規定を遡って適用することから既に支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度条例の規定による給与の内払いとする旨を定めるものであります。第５項は、本条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任するものであります。以上で、議案第１３号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 14 号 公平委員会委員の選任について当局の説明を求めます。

遠藤事務局次長。

○遠藤事務局次長 それでは、議案第 14 号 公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。議案目録 49 ページをお開きください。公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員会委員のうち、長田修氏が本年 12 月 25 日をもって任期満了となりますので後任といたしまして甲斐市から御推選をいただきました坂本太久己氏を本組合公平委員会委員として選任するにつきましては、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を必要とすることから提案するものでございます。以上で議案第 14 号 公平委員会委員の選任について、説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○坂本信康議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

以上で議案第 9 号から議案第 14 号までの審査を終了します。以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

午後 5 時 4 分 閉 会